

東海学園大学学位規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 学校教育法および学位規則(昭和28年文部省令第9号)の規定に基づき、本学において授与する学位については、本学学則・同大学院学則によるほか、本規程の定めるところによる。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、学士及び修士とする。

(学位の名称)

第3条 学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、本大学名を付記するものとする。

第2章 学士の学位

(学位授与の要件)

第4条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

(学位の専攻分野の名称)

第5条 学士の学位は、その卒業した学部の学科に応じて、次のとおりとする。

学 士 (経営学)

学 士 (人文学)

学 士 (心理学)

学 士 (教育学)

学 士 (スポーツ健康科学)

学 士 (栄養学)

(学位の授与)

第6条 学長は第4条に定める者に対し、学士の学位を授与する。

2 学士の学位記の授与は、毎年3月および9月とする。

第3章 修士の学位

(学位授与の要件)

第7条 修士の学位は、本学の大学院修士課程を修了した者に授与する。

(学位の専攻分野の名称)

第8条 修士の学位は、その修了した研究科に応じて、次のとおりとする。

修 士 (経営学)

(学位の授与)

第9条 学長は、第7条に定める者に対し、修士の学位を授与する。

2 修士の学位記の授与は、毎年3月および9月とする。

第4章 修士論文の審査および最終試験

(論文計画)

第10条 修士の学位論文(以下「修士論文」という。)は、修士課程に2年以上在学し、研究科で定められた所定の単位を修得した者が、あらかじめ作成した論文計画に従って提出するものとする。

2 論文計画は、修士論文提出期限の少なくとも3か月前までに、指導教授の承認を得て提出しなければならない。

(提出)

第 11 条 修士論文は、あらかじめ定められた日時までに、大学院委員会に提出しなければならない。

(審査)

第 12 条 修士論文の審査は、大学院委員会の定める審査委員によってこれを行う。

2 審査委員は、指導教授を主査とし、当該論文に関係のある授業科目担任の教授 1 名以上を加えるものとする。ただし、必要あるときは、准教授をもってこれに代えることができる。

3 審査委員は、審査の結果を大学院委員会に報告するものとする。

(最終試験)

第 13 条 修士の学位に関する最終試験は、論文提出者の研究結果を確認する目的をもって、前条の審査委員が修士論文を中心とし、試問の方法によって行う。

2 試問は口頭による。ただし、筆答試問を併せ行うことができる。

3 最終試験の日は、大学院委員会において決定する。

(合格)

第 14 条 修士論文は、広い視野に立った精深な学識と専攻分野における研究能力、または高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を示すに足るものをもって合格とする。

(委員会の承認)

第 15 条 修士論文の審査および最終試験の結果は、大学院委員会の承認を得なければならない。

2 前項の大学院委員会の議決は、構成員の 3 分の 2 以上が出席し、その 3 分の 2 以上の同意を必要とする。

(課題研究報告書)

第 16 条 社会人等の場合、特定の課題についての研究成果を課題研究報告書にまとめ、これを修士論文に代えることができる。

2 課題研究報告書の提出、審査、最終試験等については前条までの定めによるものとする。

(学長への報告)

第 17 条 研究科長は、合格者の氏名、修士論文の審査および最終試験の結果を速やかに学長に報告するものとする。ただし、不合格者については、その氏名のみを報告するものとする。

第 5 章 学位の取り消し

(学位の取り消し)

第 18 条 学位を授与された者に、不正の方法によって学位を受けた事実が判明したときは、学士の学位については、学部の教授会、修士の学位については大学院委員会の審議を経て、学長は、学位の授与を取り消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表する。

2 学部の教授会又は大学院委員会が前項の議決を行う場合は、構成員の 3 分の 2 以上が出席し、その 3 分の 2 以上の同意を必要とする。

附則

本規程は平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附則〈第 12 条の改正〉

本規程は平成 19 年 4 月 1 日から改正施行する。

附則〈第 5 条、第 6 条 2 項、第 13 条 3 項、第 15 条 2 項、第 18 条、第 18 条 2 項の改正〉

本規程は平成 22 年 4 月 1 日から改正施行する。

附則 <第 5 条の改正>

本規程は平成 23 年 4 月 1 日から改正施行する。

附則 <第 5 条の改正>

本規程は平成 24 年 4 月 1 日から改正施行する。

附則 <第 5 条の改正>

本規程は平成 26 年 4 月 1 日から改正施行する。

附則 <第 4 条、第 7 条の改正>

本規程は平成 27 年 4 月 1 日から改正施行する。